

公 告

武雄河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務及び災害対策用機械機器等の災害対策等応急対応に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 7年 1月24日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 寺尾 直樹

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間において、発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、機械設備の点検、緊急的な対応を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的としている。

また、武雄河川事務所が管理する区間外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(2) 基本協定区間及び対象設備等

基本協定締結区間は原則、武雄河川事務所管内の次表に示す対象設備及び対象区間とする。

また、武雄河川事務所及び国土交通省が保有する災害対策用機械機器等の運搬・運転も対象とする。

なお、直轄管理区間外での実施を要請する場合もある。

対象設備	対象区間
揚排水ポンプ設備	武雄河川事務所が管理する六角川水系及び松浦川水系
水門設備（堰、水門、ダム用水門、樋門樋管）	武雄河川事務所が管理する六角川水系及び松浦川水系（厳木ダム含む）

(3) 協定期間 令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時応急対策等の協定締結、又は活動の実績、又は有資格技術者、工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して行うものとする。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急に対策等を実施する場合は、速やかに請負契約を締結する。また、対策等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

本協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務等を行わないことがあることを付記する。

- (6) 請負契約を行う協定締結業者は1. (4) による順位の高い者より順に要請を行う。

なお、順位については協定書締結の際に別表に示すものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、参加資格を令和7年4月1日時点において認定されていない者との協定は、協定締結の参加資格を有しない者として当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 九州地方整備局の管轄区域のうち、佐賀県、福岡県又は長崎県に建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格認定書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が存在すること。

- (5) 協定締結参加資格確認申請書、及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 管理課
電話：0954-23-7938(直通)
FAX：0954-23-5177(直通)
担当者：管理課長 大村 健之
管理課専門職 服部 勝洋

(2) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ① 公募期間 : 令和7年1月24日(金)から令和7年2月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 要領等入手 : 武雄河川事務所ホームページより入手してください。
入手の折は、下記公募申請書受領担当者(※1)の2名へ電子メールにて連絡ください。
(ホームページ内の事務所の概要>募集・お知らせ>「令和7年度災害時協力会社の公募について」)です。
- ③ 提出場所 : 上記3.(1)に同じとする。
- ④ 提出方法 : 持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)もしくは、下記の2名へ電子メールにより提出する。
※1 (武雄河川事務所 管理課 公募申請書受領担当者 あて)

hattori-k8911@mlit.go.jp

qsr-takeo_kanri01@mlit.go.jp

(注) 電子メールで提出した場合は、送信後、公告3(1)に記載の担当者まで
電話で確認すること。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。